平成 25 年度 第６回

富合町合併特例区協議会

と　き　　平成２５年９月２４日（火）
　　午前１０時００分～
ところ　　南区役所　３階大会議室

富合町合併特例区事務局

協議 第 １ 号

平成２５年度富合町合併特例区一般会計補正予算（第２号）（案）について

平成２５年度

富合町合併特例区一般会計
補正予算書（案）

富合町合併特例区

協議 第 １ 号

平成２５年度富合町合併特例区一般会計補正予算（第２号）

平成２５年度富合町合併特例区一般会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，３７６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４０，６３５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

平成２５年　９月２４日提出

富合町合併特例区長　村 﨑　秀

第1表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	合　計
1　合併特例区交付金		40,792	△ 4,558	36,234
	1　合併特例区交付金	40,792	△ 4,558	36,234
2　使用料及び手数料		2,000	△ 194	1,806
	1　使用料	2,000	△ 194	1,806
3　財産収入		46	△ 1	45
	1　財産運用収入	46	△ 1	45
4　繰 越 金		0	2,385	2,385
	1　繰越金	0	2,385	2,385
5　諸 収 入		173	△ 8	165
	1　預金利子	1	1	2
	2　雑　入	172	△ 9	163
歳　入　合　計		43,011	△ 2,376	40,635

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	合　計
1　総 務 費		17,902	△ 383	17,519
	1　総務管理費	17,902	△ 383	17,519
3　衛 生 費		4,297	△ 824	3,473
	1　保健衛生費	4,297	△ 824	3,473
6　土 木 費		2,675	△ 120	2,555
	1　都市計画費	2,675	△ 120	2,555
7　教 育 費		10,319	△ 1,049	9,270
	1　社会教育費	672	△ 72	600
	2　保健体育費	9,647	△ 977	8,670
歳　出　合　計		43,011	△ 2,376	40,635

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総　括

歳　　入　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
1　合併特例区交付金	40,792	△ 4,558	36,234
2　使用料及び手数料	2,000	△ 194	1,806
3　財産収入	46	△ 1	45
4　繰越金	0	2,385	2,385
5　諸収入	173	△ 8	165
歳入合計	43,011	△ 2,376	40,635

歳　　出　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	その他	
1　総務費	17,902	△ 383	17,519	0	0	△ 383
3　衛生費	4,297	△ 824	3,473	0	0	△ 824
6　土木費	2,675	△ 120	2,555	0	△ 140	20
7　教育費	10,319	△ 1,049	9,270	0	△ 75	△ 974
歳出合計	43,011	△ 2,376	40,635	0	△ 215	△ 2,161

２．歳　入

（款）　１　合併特例区交付金

（項）　１　合併特例区交付金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区　分	金　額		
1 合併特例区交付金	40,792	△ 4,558	36,234	1 合併特例区交付金	△ 4,558	富合町合併特例区交付金	△ 4,558
計	40,792	△ 4,558	36,234				

（款）　２　使用料及び手数料

（項）　１　使用料　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区　分	金　額		
1 使用料	2,000	△ 194	1,806	1 使用料	△ 194	雁回館使用料 屋外運動場使用料 雁回公園使用料	32 △ 82 △ 144
計	2,000	△ 194	1,806				

（款）　３　財産収入

（項）　１　財産運用収入　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区　分	金　額		
1 財産貸付収入	46	△ 1	45	1 土地貸付収入	△ 1	雁回公園貸付収入	△ 1
計	46	△ 1	45				

（款）　4　繰越金

（項）　1　繰越金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 繰越金	0	2,385	2,385	1 繰越金	2,385	一般繰越金	2,385
計	0	2,385	2,385				

（款）　5　諸収入

（項）　1　預金利子　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 預金利子	1	1	2	1 預金利子	1	預金利子	1
計	1	1	2				

（款）　5　諸収入

（項）　2　雑　入　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 雑　入	172	△ 9	163	1 雑　入	△ 9	高齢者学級受講料 自動販売機電気料 解約返戻金	△ 15 △ 5 11
計	172	△ 9	163				

3．歳　出

（款）　1　総務費

（項）　1　総務管理費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	その他					
1 一般管理費	17,902	△ 383	17,519	0	0	△ 383	4 共済費	△ 253	共済組合負担金等	△ 253
							11 需用費	△ 122	消耗品費	△ 30
									燃料費	△ 6
									印刷製本費	△ 86
							12 役務費	△ 8	マイクロバス自動車損害保険料	△ 8
計	17,902	△ 383	17,519	0	0	△ 383				

（款）　3　衛生費

（項）　1　保健衛生費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	その他					
2 健康の里推進費	4,297	△ 824	3,473	0	0	△ 824	11 需用費	△ 33	印刷製本費	35
									消耗品費	△ 68
							13 委託料	△ 791	総合健診委託	△ 647
									腹部超音波検診委託	△ 144
計	4,297	△ 824	3,473	0	0	△ 824				

（款） 6　土木費

（項） 1　都市計画費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	その他					
1 公園管理費	2,675	△ 120	2,555	0	△ 140	20	11 需用費	△ 75	印刷製本費	△ 25
									修繕費	△ 50
							12 役務費	△ 15	し尿汲取手数料	△ 15
							13 委託料	△ 54	雁回公園清掃委託	△ 17
									雁回公園管理委託	△ 37
							16 原材料費	△ 16	山砂等	△ 16
							23 償還金利子及び割引料	40	使用料還付金	40
計	2,675	△ 120	2,555	0	△ 140	20				

（款） 7　教育費

（項） 1　社会教育費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	その他					
2 公民館費	402	△ 72	330	0	△ 15	△ 57	8 報償費	△ 72	高齢者学級講師等謝礼金	△ 72
計	402	△ 72	330	0	△ 15	△ 57				

（款） 7　教育費

（項） 2　保健体育費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	その他					
1 保健体育総務費	1,311	△ 201	1,110	0	0	△ 201	11 需用費	△ 28	印刷製本費	△ 28
							19 負担金補助及び交付金	△ 173	富合町体育協会活動補助金	△ 173
計	1,311	△ 201	1,110	0	0	△ 201				

（款） 7　教育費

（項） 2　保健体育費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	その他					
2 保健体育施設費	8,336	△ 776	7,560	0	△ 60	△ 716	11 需用費	△ 207	消耗品費	△ 13
									光熱水費	△ 207
									修繕費	13
							13 委託料	△ 482	屋外運動場管理業務委託	△ 37
									雁回館夜間管理委託	△ 17
									雁回館清掃管理委託	△ 27
									雁回館定期清掃委託	△ 121
									雁回館消防設備等保守点検委託	△ 106
									雁回館機械警備委託	△ 66
									雁回館吊物機構設備保守点検及び緞帳装置解体撤去委託	△ 23
									電気工作物保安業務管理委託	△ 85
							16 原材料費	△ 25	山砂等	△ 25
							22 補償、補填及び賠償金	△ 68	夜間照明農作物被害補償金	△ 68
							23 償還金利子及び割引料	6	使用料還付金	6
計	8,336	△ 776	7,560	0	△ 60	△ 716				

協議 第 ２ 号

合併特例区終了後の特例区事業について

富合町合併特例区事業一覧

番号	事業名	担当班 （特例区事務局）	実施主体	実施主体事務局 （該当のみ）	特例区事業としての最終開催
1	富合町体育祭	まちづくり班	体育協会	まちづくり班	H24年11月 （雨天中止）
2	富合町駅伝大会	まちづくり班	体育協会	まちづくり班	H24年12月
3	富合町成人式	まちづくり班	合併特例区		H25年1月
4	富合町文化祭	まちづくり班	文化協会		H24年11月
5	健康祭	保健班、福祉班	合併特例区		H24年11月
6	産業祭	産業振興班	産業祭実行委員会	産業振興班	H24年11月
7	富合ふるさと祭り	まちづくり班	ふるさと祭り実行委員会	富合商工会	H25年7月
8	高齢者学級 （さわやか学級）	まちづくり班	合併特例区		H25年4月～10月5日
9	保健事業	保健班	合併特例区		H25年6～8月

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	富合町体育祭		担当班名	まちづくり班
H25年度予算額	0千円	H24年度決算額	（開催中止）	0千円
事業費内訳	・特例区支出額　0千円　※補助金（助成金）　□ （内訳　富合町体育協会活動補助金　0千円） ・自主財源　0千円（校区自治協議会補助） ・その他			
事業実施主体	熊本市富合町体育協会	※補助（助成）対象団体名	熊本市富合町体育協会	
目的及び内容	・地域住民相互の親睦を深め、健康で明るく豊かなまちづくりを目的とする。 ・平成22年度実績　17種目実施、 参加者　延べ1,800人			
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	1　廃止 (2) 継続（実施主体：熊本市富合町体育協会　） 3　その他（　）			
方針案の理由	○住民の継続実施という意見もあり、今後は熊本市富合町体育協会が主催し、富合校区自治協議会共催により実施。			
課題	○体育協会の事務局体制（事務局員や事務所等）の確立 本年度の総会において規約を改正し、事務局を会長宅におき、新たに事務局長を設置、選任したが、事務所を持たないため、準備事務等を行う場所がないので事務所等の確保の検討。 ○体育祭に必要なスタッフの確保 これまでは合併特例区職員の協力を求めてきたが、本年度以降は校区自治協議会の共催により各種団体及び校区民からボランティアスタッフの協力が必要。 ○事業費の確保 本年度は、校区自治協議会の協力を得て住民からの負担により事業費を捻出したが、将			
特記事項	○合併特例区終了後の熊本市校区体育協会運営事業助成金（スポーツ振興課）有り。 校区体育協会運営助成　約12万円（本年度より助成となり、6万円（半年分）） ※校区体育祭を実施した場合、運営助成に加え、校区体育祭開催等事業助成として、3万円が交付される。（平成26年度より）			

	年度	期間	進捗管理	進度
合併特例区終了までの計画（スケジュール）	平成 23年度	10-12月	平成23年度富合町体育祭（中止） 中止理由：小中学校校舎耐震化工事のため。	
			平成２３年１１月９日 第９回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 平成２３年１２月６日 富合町体育協会の役員（会長、副会長３名、常任理事３名）と、合併特例区終了後の体育祭の方針案と課題について協議。 合併特例区終了後も、体育祭継続の意向を確認。 【課題について】 ○体育協会の事務局体制（事務局員や事務所等）の確立 現在、経理事務や体育祭の準備等も主に、まちづくり班が事務局として行っているため、２４年度内を目処に事務局体制の確立について、継続協議していくこととした。 ○体育祭に必要なスタッフの確保 ボランティアによる運営について継続協議していく。	
		1-3月	平成24年2月10日 第11回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。	
	平成 24年度	4-6月		
		7-9月	**平成24年9月26日（水） 富合町体育祭説明会開催**	
		10-12月	**平成24年11月11日（日）** **平成24年度富合町体育祭**(雨天のため中止) **※合併特例区最後の体育祭であり、来年度以降の実施を見据え、極力、合併特例区事務局職員の応援をひかえ、住民の方々からボランティアによる協力者を募り実施。**	
		1-3月		
	平成 25年度	4-6月	平成25年5月15日（水） 体育協会総会 ※規約改正を行い、事務局を会長宅とし新たに事務局長を設置 ※校区自治協議会定例会おいて平成25年度体育祭予算を確保	
		7-9月	平成25年9月20日 常任理事会 ・本年度の体育祭について協議し、ボランティアスタッフを募り開催することを確認	
		10月5日まで		

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	富合町駅伝大会	担当班名	まちづくり班
H25年度予算額	0千円	H24年度決算額	194千円
事業費内訳	・特例区支出額　0千円　※補助金（助成金）　□ （内訳　富合町体育協会活動補助金　0千円） ・自主財源　0千円 ・その他		
事業実施主体	熊本市富合町体育協会	※補助（助成）対象団体名	熊本市富合町体育協会
目的及び内容	・富合地域住民のスポーツの振興を図り、走ることにより強靭な体力と精神力、特に困難を克服する気力と根気を養うことを目的とする。 ・富合町内一円　10区間（18.3km） ・参加チーム　20チーム		
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	1　廃止 (2) 継続（実施主体：熊本市富合町体育協会　） 3　その他（　）		
方針案の理由	○住民の継続実施という意見もあり今後は熊本市富合町体育協会が主催し、富合校区自治協議会共催により実施。		
課題	○体育協会の事務局体制（事務局員や事務所等）の確立 本年度の総会において規約を改正し、事務局を会長宅におき、新たに事務局長を設置、選任したが、事務所を持たないため、準備事務等を行う場所がないので事務所等の確保の検討。 ○駅伝大会に必要なスタッフの確保 これまでは合併特例区職員の協力を求めてきたが、本年度以降は校区自治協議会の共催により各種団体及び校区民からボランティアスタッフの協力が必要。 ○事業費の確保 本年度は、校区自治協議会の協力を得て住民からの負担により事業費を捻出したが、将来的には、協賛ｽﾎﾟﾝｻｰ等を募り協賛金を集め開催する方向へもっていく必要がある。		
特記事項	○合併特例区終了後の熊本市校区体育協会運営事業助成金（スポーツ振興課）有り。 校区体育協会運営助成　約12万円（本年度より助成対象となり、6万円（半年分）） ※駅伝大会は、校区体育祭開催等事業助成の対象とならない。		

	年度	期間	進捗管理	進度
合併特例区終了までの計画（スケジュール）	平成 23年度	10-12月	平成２３年１１月９日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 第43回富合町駅伝大会（平成23年12月４日） 平成２３年１２月６日 富合町体育協会の役員（会長、副会長3名、常任理事3名）と、合併特例区終了後の駅伝大会の方針案と課題について協議。 合併特例区終了後も、駅伝大会継続の意向を確認。 【課題について】 ○体育協会の事務局体制（事務局員や事務所等）の確立 現在、経理事務や駅伝大会の準備等も主に、まちづくり班が事務局として行っているため、２４年度内を目処に事務局体制の確立について、継続協議していくこととした。 ○駅伝大会に必要なスタッフの確保 43回駅伝大会は、ボランティアによる運営や公用車の使用も最小限で実施。今後も、ボランティアによる運営について継続協議していく。	計画どおり
		1-3月	平成24年2月10日 第11回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。	
	平成 24年度	4-6月		
		7-9月		
		10-12月	平成24年10月23日（火） 第44回富合町駅伝大会説明会開催 平成24年12月2日（日） 第44回富合町駅伝大会 ※合併特例区最後の駅伝大会であり、来年度以降の実施を見据え、極力、合併特例区事務局職員の応援や公用車使用をひかえ、住民の方々からボランティアによる協力者を募り実施予定。 事業費については、校区自治協の役員会において協議中。	
		1-3月		
	平成 25年度	4-6月	平成25年5月15日（水） 体育協会総会 ※規約改正を行い、事務局を会長宅とし新たに事務局長を設置 ※校区自治協議会おいて平成25年度駅伝大会予算を確保	
		7-9月		
		10月5日 まで		

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	富合町成人式	担当班名	まちづくり班
H25年度予算額	0千円	H24年度決算額	169千円
事業費内訳	・特例区支出額　0千円　※補助金（助成金）　□ （内訳　消耗品費　0千円、食糧費　0千円、印刷製本費　0千円） ・自主財源　0千円 ・その他		
事業実施主体	富合町合併特例区	※補助（助成）対象団体名	
目的及び内容	・富合町の新成人者を対象に開催する。大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励まし、成人としての自覚を促すことを目的とする。 ・新成人が、式の進行を担う。（司会、受付、ピアノ伴奏、新成人の主張発表、交通安全宣言、新成人代表謝辞、茶話会進行等）		
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	1　廃止 (2)　継続（実施主体：校区自治協議会　） 3　その他（　）		
方針案の理由	○生まれ育った富合町で成人式を行うことで、旧友との再会を契機に、新成人が郷土で過ごした思い出を語らうことで、郷土への愛着や貢献を確認し合う、意義ある場となっている。 ○新成人を対象に実施したアンケートの結果においても、今後も富合町内独自での成人式開催を希望する意見が圧倒的であった。		
課題	【当初の課題】 ○地域団体への移行 校区自治協議会の設立。 ○事業費の確保 ホール等使用料の新たな費用負担。 【現在の課題】 ○協力スタッフの確保 開催時の協力スタッフの確保が必要。		
特記事項	○他校区の実施状況(旧城南町と旧植木町を除く、80校区)		

校区名	主催団体	会場	使用料
芳　野	社会福祉協議会	地域コミュニティセンター	免除
高　橋	高橋地域公民館	小学校体育館	免除
川　尻	川尻校区公民館（地域公民館の連合体）	小学校体育館	免除
泉ヶ丘	校区自治協議会・泉ヶ丘校区公民館（地域公民館の連合体）	校区公民館	無料
託麻東	婦人会	地域コミュニティセンター	2,000円
春　竹	春竹地域公民館	地域コミュニティセンター	免除

○「熊本市富合ホール使用料の減免に関する要綱」に基づき、市共催となれば減免の対象としての取扱いが可能になることも考えられる。

	年度	期間	進捗管理	進度
合併特例区終了までの計画（スケジュール）	平成 23年度	10-12月	平成２３年１１月９日 第９回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 平成２３年１２月７日 校区自治協議会設立検討委員会役員と、合併特例区終了後の成人式の方針案と課題について協議。 【課題について】 ○地域団体への移行 ひとつの団体が主催となるより、設立予定の校区自治協議会で行うのが望ましいとの意見で一致した。 校区自治協議会設立検討委員会で、校区自治協議会で行う事業として審議を行うとの回答を得た。	
		1-3月	平成24年1月8日（日） 平成24年富合町成人式 平成24年2月10日 第11回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。	計画どおり
	平成 24年度	4-6月	平成24年5月26日 富合町校区自治協議会設立総会において、合併特例区終了後も校区自治協の事業として継続していくことを確認。	
		7-9月		
		10-12月	平成24年11月18日（日） 第1回富合町成人式打合せ会議	
		1-3月	平成25年1月13日（日） 平成25年富合町成人式	
	平成 25年度	4-6月	※校区自治協議会で開催することを決定し、平成25年度成人式予算を確保	
		7-9月		
		10月5日 まで		

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	富合町文化祭		担当班名	まちづくり班
H25年度予算額	0千円	H24年度決算額	277千円	
事業費内訳	・特例区支出額　0千円　※補助金(助成金)　□ （内訳　富合町文化協会補助金　0千円） ・自主財源　千円 ・その他　県文化協会補助金：　千円			
事業実施主体	富合町文化協会	※補助(助成)対象団体名	富合町文化協会	
目的及び内容	・富合地域に息づく伝統や文化の継承と、地域住民の生み出す新しい文化振興を目的とする。 ・町内で活動する各種文化団体が、踊りや演奏、生花、絵画など1年間の活動の成果を発表・展示する。			
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	1　廃止 (2) 継続(実施主体:富合町文化協会　) 3　その他(　)			
方針案の理由	○現在も文化協会の主催であり、富合地域の芸術文化の継承と振興のため継続する。			
課題	【当初の課題】 ○文化協会の事務局体制(事務局員や事務所等)の確立 協会独自の事務局体制の確立ならびに運営。 ○事業費の確保 ホール等使用料の新たな費用負担。 【現在の課題】 ○予算の確保 本年度まではどうにか会費により開催できる見込であるが、今後は補助金がなくなることによる予算の捻出。			
特記事項	○「熊本市富合ホール使用料の減免に関する要綱」に基づき、市共催となれば減免の対象としての取扱いが可能になることも考えられる。			

	年度	期間	進捗管理	進度
合併特例区終了までの計画（スケジュール）	平成 23年度	10-12月	第45回富合町文化祭（平成23年11月３日～４日） 平成２３年１１月９日 第９回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 平成２３年１１月30日 富合町文化協会の役員（会長、事務局長、庶務会計）と、合併特例区終了後の文化祭の方針案と課題について協議。 合併特例区終了後も、文化祭継続の意向を確認。 【課題について】 ○文化協会の事務局体制（事務局員や事務所等）の確立 現在、経理事務等については協会役員が執行しているが、まちづくり班で、決算書作成等の補助事務を行っている。 文化祭の企画・運営も協会が行なっているが、プログラム作成等の一部をまちづくり班で行っている。 まちづくり班が行っている事務の引継について、今後も継続協議していく。	計画どおり
		1-3月	平成24年2月10日 第11回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。	
	平成 24年度	4-6月	平成24年4月18日（水） 文化協会総会	
		7-9月		
		10-12月	平成24年10月24日（水） 文化協会補助金について文化振興課と協議を行う。 ※今後も取扱いについては、継続して協議を進める。 平成24年11月3日（土）～4日（日）	計画どおり
		1-3月		
	平成 25年度	4-6月	平成25年4月18日（木） 文化協会総会 平成25年6月5日（水）	
		7-9月	平成25年7月3日（水） 平成25年8月8日（木） 平成25年9月5日（木） 文化協会、文化振興課、南区まちづくり推進課において文化協会の補助金等について再協議 ※平成25年9月5日付けで文化振興課長他2名の連名で合併経過措置終了後の富合町文化協会への対応について通知。	
		10月5日 まで		

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	健康祭	担当班名	保健班
H25年度予算額	0千円	H24年度決算額	609千円
事業費内訳	・特例区支出額　0千円　※補助金（助成金）　□ （内訳　千円　） ・自主財源　0千円 ・その他　0千円		
事業実施主体	富合町合併特例区	※補助（助成）対象団体名	
目的及び内容	旧富合町では、健康・文化・産業の発展を基礎とする健康なまちづくりを目指して町民みんなが健康づくりに対する認識を深め、健康づくりの輪を広げる機会として開催してきた。 合併特例区ではその意義を継承し開催してきたものである。		
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	（1）廃止 2　継続（実施主体：　） 3　その他（　）		
方針案の理由	・平成25年度から南区全体のイベントとして「南区いきいきフェスタ」が実施されるが、その中に健康子どもブースを設け、特例区の健康づくり、子育ての輪を広げる意義を継承し、南区全体へ広げて実施する予定である。		
課題	・健康祭は富合地区住民の健康に対する意識向上のために資してきた点は少なくないと考えられ、健康祭廃止以降も「南区いきいきフェスタ」や「校区単位の健康まちづくり」などの活動を通じて引き続き啓発に努め、健診受診率の維持など住民の健康づくりへの意識を保つことが重要である。		
特記事項			

合併特例区終了までの計画（スケジュール）	年度	期間	進捗管理	進度
	平成 23年度	10-12月	平成２３年１１月９日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 平成２３年度健康祭（平成23年11月23日実施）	計画どおり
		1-3月	平成24年2月10日 第11回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。	
	平成 24年度	4-6月		
		7-9月		
		10-12月	平成２４年度健康祭（平成24年11月23日実施）	計画どおり
		1-3月	平成２４年度をもって事業終了	完了
	平成 25年度	4-6月		
		7-9月		
		10月5日 まで		

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	産業祭		担当班名	産業振興班
H25年度予算額	0千円	H24年度決算額	651千円	
事業費内訳	・特例区支出額　0千円　※補助金（助成金）　□ （内訳　産業祭負担金　） ・自主財源　0千円 ・その他　宇城農業協同組合負担金　0千円 前年度繰越金、雑収入　0千円			
事業実施主体	富合町産業祭実行委員会	※補助（助成）対象団体名	富合町産業祭実行委員会	
目的及び内容	町の基幹産業である農産物のPRと消費拡大を推進するとともに、郷土の特産品等の販路拡大を図る。			
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	①廃止 2　継続（実施主体：　） 3　その他（　）			
方針案の理由	毎年9月に下北地区JA祭が北営農センターで行われており、メインは農業機械の展示販売だが産業祭と重複する部分もある。 農産物直売所も6年前にオープンして順調に運営されており、地域の農産物のPR・消費拡大の推進・特産物等の販路拡大が行われている。			
課題	農産物を出展する人にとっては、産業祭の品評会で自分の農産物がどのような評価を受けるのか楽しみとなっていた。 今後も、直売所等で品評会を開催することができないかJA宇城と検討する。			
特記事項				

	年度	期間	進捗管理	進度
合併特例区終了までの計画（スケジュール）	平成 23年度	10-12月	平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 平成23年11月23日　産業祭開催	計画どおり
		1-3月	平成24年1月26日　産業祭実行委員会開催。 特例区終了後の産業祭について、事務局案として廃止とすることを説明し、概ね了承。今後は校区自治協が主になり産業祭を開催することや、南区としての産業祭を検討してもいいのではないか等の意見が出た。JA下北営農生活センターとの協議では、JA祭や直売所で野菜の品評会が開催できないか協議したが、現段階ではJAとしては開催できないとの事であった。 平成24年2月10日 第11回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。	完了
	平成 24年度	4-6月		
		7-9月		
		10-12月	平成24年10月11日　産業祭実行委員会開催 平成23年度の決算について、平成24年度予算（案）について、平成24年度開催要領（案）についての全ての議案が了承された。 平成24年11月23日　産業祭開催	計画どおり
		1-3月	平成25年2月8日　産業祭実行委員会開催 平成24年度産業祭の決算について、事務局より説明、監事よりの監査報告、委員会にて了承。平成24年度をもって合併特例区事業としての産業祭は終了。	完了
	平成 25年度	4-6月		
		7-9月		
		10月5日 まで		

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	富合ふるさと祭り		担当班名	まちづくり班
H25年度予算額	3,795千円	H24年度決算額	3,825千円	
事業費内訳	・特例区支出額　2,496千円　　※補助金(助成金)　☑ （内訳　ふるさと祭り事業補助金　） ・自主財源　　549千円 ・その他　広告スポンサー　750千円			
事業実施主体	富合ふるさと祭り実行委員会	※補助(助成)対象団体名	富合ふるさと祭り実行委員会	
目的及び内容	富合の住民が一同に会し、住民相互の融和と郷土愛を育み地域の更なる発展に寄与することを目的とする。ステージショー、バザー、花火大会等			
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	1　廃止 ②　継続(実施主体: 富合ふるさと祭り実行委員会　) 3　その他(　　)			
方針案の理由	地域の連帯感やふるさとを愛する心を育み、地域の発展を図るために継続する。			
課題	○実行委員会事務局体制の確立 富合商工会が実行委員会事務局を担っているが、今後、校区自治協議会を中心とした事務局体制の再編が必要。 ○事業費の確保 経費削減と地区負担等について検討が必要。 更なる協賛スポンサー等を募り協賛金の確保。 ○運営スタッフの確保 商工会役員と特例区事務局職員が準備から当日の運営を担っているため、地域の各団体や校区民からのボランティアスタッフの協力が必要。			
特記事項	円滑に継続するためにふるさと祭り運営マニュアルを作成する。			

	年度	期間	進捗管理	進度
合併特例区終了までの計画（スケジュール）	平成 23年度	10-12月	平成２３年１１月９日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。	
		1-3月	平成24年1月27日　ふるさと祭り実行委員会開催 特例区終了後のふるさと祭りについて、事務局案では継続としたことを説明。商工会としては自治協議会が事務局となり祭りを開催していく場合協力していくことが理事会で承認されている。自治協議会を設立し、協議会が主になりふるさと祭りを開催していくことを目指すことが提案された。特例区終了後祭りを開催する場合費用の捻出についても大きな課題として認識された。 平成24年2月10日	
	平成 24年度	4-6月	平成24年4月1日 事務局担当班を、産業振興班からまちづくり班へ変更。 平成24年5月26日 富合町校区自治協議会設立総会において、合併特例区終了後も校区自治協の事業として継続していくことを確認。（まつりの規模や内容等について、今後、検討していく。） 平成24年6月14日（木）	
		7-9月	平成24年8月4日（土） 富合ふるさと祭り開催 ※来年度以降の実施を見据え、合併特例区事務局職員の応援を極力ひかえ、商工会会員及び校区自治協役員の方々からボランティアによる協力者を募り実施。	計画どおり
		10-12月		
		1-3月	平成25年1月30日（水） 第2回ふるさと祭り実行委員会	
	平成 25年度	4-6月	平成25年6月4日（火） 第1回ふるさと祭り実行委員会	
		7-9月	平成25年7月27日（土） ふるさと祭り開催 平成25年9月20日（金） 第2回ふるさと祭り実行委員会 ・本年度決算及び今後の実施方法等について協議	計画どおり
		10月5日 まで		

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	高齢者学級（さわやか学級）		担当班名	まちづくり班
H25年度予算額	402千円	H24年度決算額	1,035千円	
事業費内訳	・特例区支出額　402千円　※補助金（助成金）　□ （内訳　講師等謝礼金 402千円、自動車借上料　0千円） ・自主財源　千円 ・その他			
事業実施主体	富合町合併特例区	※補助（助成）対象団体名		
目的及び内容	・富合公民館において、幅広い学習内容で知識を磨き、暮らしに役立つ講話や実技、館外学習を実施し、高齢者の生きがいづくりの推進を目的とする。 ・学級生：169名　クラブ：13クラブ ・講演：約3回　館外学習：0回　ステージ発表：0回			
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	①廃止 ２　継続（実施主体：　） ３　その他（　）			
方針案の理由	○高齢者を対象とした主催講座（講演等）を実施する。 ○クラブ活動は、自主講座に移行する。			
課題	【当初の課題】 ○自主講座の担い手 自主講座として、企画・実施していく人材の養成。 ○運営費の負担 自主講座であれば、使用料の負担や講師謝礼の負担が生じる。 【現在の課題】 ○スムーズな自主講座への移行			
特記事項	○高齢者による自主講座活動状況（幸田公民館の場合） ク ラ ブ 名：茶道、生花、オカリナ、大正琴 活　　動：月2回程度 使用料の負担：月額 1,000円～3,000円			

	年度	期間	進捗管理	進度
合併特例区終了までの計画（スケジュール）	平成 23年度	10-12月	平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。 平成23年12月16日 さわやか学級・クラブ代表者（19名）と、合併特例区終了後の方針案と課題について協議。 学級生の意見も聞きながら場合によっては、24年度末をもって廃止になることも有り得ることを説明。 【課題について】 ○自主講座の担い手や運営費の負担 自主講座へ移行すれば、使用料や講師謝礼金の負担が生じることを説明。 （出席者からの要望） ○「さわやか学級だより」（毎月発行）等で、周知徹底して欲しい。 ○実際に自主講座として活動している団体の活動内容を聞ける場を設けて欲しい。 ※廃止期限については、25年度予算編成時（24年9月）までに決定。 要望に応えるため、説明の場を設けることとした。	
		1-3月	平成24年2月10日 第11回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。	
	平成 24年度	4-6月		計画どおり
		7-9月	廃止時期については、平成25年９月末という事務局方針を各種学級へ周知済。	
		10-12月	平成24年11月20日　館外学習	
		1-3月	平成25年3月3日（土） 学級成果発表会	
	平成 25年度	4-6月		計画どおり
		7-9月	平成25年8月6日（金）　各種講座代表者会議 ○特例区終了後の活動について協議 ・9クラブが自主講座へ移行し、4クラブが廃止	
		10月5日 まで		

富合町合併特例区事業検討シート

事業名	保健事業	担当班名	保健班
H25年度予算額	４，２９７千円	H24年度決算額	３，６９６千円
事業費内訳	・特例区支出額　４，２９７千円　※補助金（助成金）　□ （内訳　需用費　71千円　委託料　4,226千円　） ・自主財源　千円 ・その他　千円		
事業実施主体	富合町合併特例区	※補助（助成）対象団体名	
目的及び内容	富合地域住民の生活習慣病予防対策の一環としてがん検診、腹部超音波検診並びに特定検診を同一日に実施することで住民の利便を図り検診率の向上を目的とするもの。		
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	（１　廃止） ２　継続（実施主体：　） ３　その他（　）		
方針案の理由	・合併後、がん検診項目数は合併前と同様であり、また市内の委託医療機関において、受診が可能となったことで受診の機会は増加している。 ・腹部超音波検診は健康増進法に基づく「がん検診実施のための指針」に定められていない。 ・廃止後は、同日実施の検診として、がん検診と特定健診を同日実施の予定。		
課題	・受診率の低下が懸念されるところであり、市全体の課題として取り組む必要がある。		
特記事項			

	年度	期間	進捗管理	進度
合併特例区終了までの計画（スケジュール）	平成23年度	10-12月	平成23年11月9日 第9回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。	
		1-3月	平成24年2月10日 第11回定例会において特例区終了後の事務局方針案を報告。	
	平成24年度	4-6月	ふるさと総合健診 腹部超音波検診（複合健診時）	計画どおり
		7-9月	腹部超音波検診（胃がん検診時） 平成24年8月22日 健康づくり推進課と特例区終了後の方針について協議 ・総合健診、腹部超音波検診は特例区終了後は廃止し、複合健診として実施する	計画どおり
		10-12月		
		1-3月		
	平成25年度	4-6月	ふるさと総合健診 腹部超音波検診（複合健診時）	計画どおり
		7-9月	腹部超音波検診（胃がん検診時）	計画どおり
		10月5日まで	平成25年度をもって事業終了	完了

協議 第 3 号

合併特例区終了後の特例区管理施設について

富合町合併特例区管理施設一覧

番号	施設名称	担当班 （特例区事務局）	所在地
1	富合町健康づくり総合センター	まちづくり班	南区富合町清藤405番地1
2	富合町雁回公園	まちづくり班	南区富合町木原2748番地
3	富合町屋外運動場	まちづくり班	南区富合町平原67番地1
4	富合町老人憩の家	福祉班	南区富合町木原2319番地
5	緑川総合運動公園	まちづくり班	南区富合町上杉字上川原358番1地先から 南区富合町小岩瀬字居屋敷926番地先まで

富合町合併特例区施設管理検討シート

施設名称	富合町健康づくり総合センター（雁回館）		担当班名	まちづくり班
H25年度予算額	4,900千円	H24年度決算額	8,338千円	
管理経費内訳	【需　　用　　費】消耗品、燃料光熱水費等　：2,255千円 【役　　務　　費】通信費　：　45千円 【委　　託　　料】夜間管理、清掃管理等　：2,542千円 【使用料及び賃借料】テレビ受信料等　：　52千円 【償還金利子及び割引料】使用料還付金　：　6千円			
収入内訳	【使 用 料】（予算額1,600千円） 【財産収入】 行政財産使用料 （自動販売機２台）：（予算額　4千円） 自動販売機電気料　：（予算額　47千円）		24年度実績 4,234千円 8千円 95千円	25年度決算見込 1,600千円 4千円 47千円
現在の管理状況	直営（管理委託）　・　指定管理　（どちらかに〇を付ける）			
目的及び内容	・健康の里づくりの拠点として、子どもからお年寄りまですべての住民の方々の健康づくりを目指して、スポーツ・文化、健康増進や病気の予防と幅広く活用することにより、住民の福祉の向上を図る施設である。 ・平成24年度利用実績　5,008件（アリーナ：3,985件　ｽﾃｰｼﾞ：235件　ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑ：329件　和室：303件　調理実習室：156件）			
合併特例区終了後の移管先（所属課名）	スポーツ振興課			
移管にあたっての課題	【当初の課題】 〇スポーツ施設と保健施設の利用調整 スポーツ施設と保健施設とが一体となっている。 〇管理方法（直営又は指定管理）の検討 〇水道料金の確定について 南区役所と雁回館の水道は同じ貯水タンクを使用しており、料金算定は按分処理を実施。			
特記事項				

	年度	期間	進捗管理	進度
合併特例区終了までの計画（スケジュール）	平成 23年度	10-12月	平成23年11月25日 スポーツ振興課長及び担当者と移管にあたっての課題について協議。 ○スポーツ施設と保健施設の利用調整について 調理室等を有する体育館を現に、スポーツ振興課が所管しており問題はない。 ○管理方法（直営又は指定管理）の検討 現段階においては、直営で管理を行う。 ※関係法令の改正については、スポーツ振興課が25年6月又は9月議会に上程を行なう。	計画どおり
		1-3月		
	平成 24年度	4-6月	○平成24年5月24日　スポーツ振興課（担当者レベル）と協議 スポーツ振興課に移管協議の基本的な考えを伝える。 「平成25年10月5日まで富合町合併特例区が熊本市（スポーツ振興課所管）から無償貸与されているので、熊本市に返還することになる。」 【協議結果】保健施設的なエリアがあるので、スポーツ振興課と南区役所で分割して管理できないか継続協議。	計画どおり
		7-9月	○平成24年9月28日　スポーツ振興課と協議 【協議結果】分割して管理するには課題が多いため、財政課とも相談した結果、一括管理が望ましいということで、スポーツ振興課へ一括返還することで再度協議することを確認。	計画どおり
		10-12月		
		1-3月		
	平成 25年度	4-6月	○平成25年6月5、12日　スポーツ振興課、生涯学習推進課協議 【協議結果】雁回館和室、調理室は公民館管理とし、その他をスポーツ振興課管理施設とする。ただし全体的な管理契約はスポーツ振興課にて行う。名称は「富合雁回館」とする。	計画どおり
		7-9月	○平成25年9月 体育施設条例改正案を9月議会へ上程	計画どおり
		10月5日 まで	○平成25年10月1日～5日 休館扱いとし引継を実施	計画どおり

富合町合併特例区施設管理検討シート

施設名称	富合町雁回公園		担当班名	まちづくり班
H25年度予算額	2,555千円	H24年度決算額	5,459千円	
管理経費内訳	【需　　用　　費】消耗品、燃料光熱水費等 : 340千円 【役　　務　　費】し尿汲取手数料等 : 135千円 【委　　託　　料】管理業務、清掃業務等 : 2,018千円 【使用料　及び　賃借料】ポンプ配線共架等 : 8千円 【原　　材　　料　　費】山砂等 : 14千円 【償還金利子及び割引料】使用料還付金 : 40千円			
収入内訳			24年度実績	25年度決算見込
	【使 用 料】（予算額　131千円）		540千円	131千円
	【財産収入】 行政財産使用料 （自動販売機、無線基地局）：（予算額 39千円）		68千円	39千円
	自動販売機電気料 ：（予算額 20千円）		49千円	20千円
現在の管理状況	（直営（管理委託））　・　指定管理　（どちらかに〇を付ける）			
目的及び内容	・雁回山中腹に野球やサッカーができるグラウンドを整備し、ソフトボールや学童軟式野球においては、4面利用が可能である。アスレチックやすべり台等の遊具も整備しており、子どもの遊び場としても利用される施設である。 ・平成24年度利用実績　291件			
合併特例区終了後の移管先（所属課名）	スポーツ振興課(グラウンド部分) 及び 西部土木ｾﾝﾀｰ河川公園整備課（都市公園部分）			
移管にあたっての課題	【当初の課題】 〇<u>グラウンド外の管理について</u> 遊歩道等、グラウンド外の管理を行っている。			
特記事項	〇富合町都市公園清掃業務委託 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、し尿処理業者へ随意契約している。 〇合併特例区地域住民の使用料減免措置が廃止となる。 〇関係法令の改正 ・富合町都市公園規則 ・富合町都市公園要綱			

	年度	期間	進捗管理	進度
合併特例区終了までの計画（スケジュール）	平成 23年度	10-12月	平成23年11月25日 スポーツ振興課長及び公園課長ならびに担当者と移管にあたっての課題について協議。 ○グラウンド外の管理について グラウンドは、スポーツ施設としてスポーツ振興課所管となるが、公園部分については、西部土木ｾﾝﾀｰ河川公園整備課所管になることを確認。 ※関係法令の改正については、スポーツ振興課及び西部土木ｾﾝﾀｰが、 25年6月又は9月議会に上程を行なう。	計画どおり
		1-3月		
	平成 24年度	4-6月		
		7-9月	○平成24年9月20日　西部土木センター等と協議 富合まちづくり交流室・河川公園課・西部土木センター・富合地域整備室・スポーツ振興課 河川公園課で一括で管理を行うか、それとも分割管理（グランド部についてはスポーツ振興課・都市公園部については河川公園課）するかの協議開始 【協議結果】スポーツ振興課、西部土木センター及び河川公園課で本日でた課題を持ち帰り検討することを確認。	計画どおり
		10-12月	○平成24年10月5日西部土木センター等と協議（2回目協議） 富合まちづくり交流室・河川公園課・西部土木センター・富合地域整備室・スポーツ振興課 一括管理又は分割管理かの協議 【協議結果】スポーツ振興課で一括管理できないか、持ち帰って再度検討することを確認。	計画どおり
			○平成24年10月17日西部土木センター等と協議（3回目協議） 富合まちづくり交流室・河川公園課・西部土木センター・富合地域整備室・スポーツ振興課 一括管理又は分割管理かの協議 【協議結果】スポーツ振興課での公園の管理は不可能との回答で、公園部分とグランド部分をスポーツ振興課及び河川公園整備課で分割管理を検討することで、継続協議を確認。	計画どおり
	平成 25年度	4-6月	○平成25年5月17日　スポーツ振興課協議 【協議結果】雁回公園の詳細な詰めの協議を実施 ○平成25年6月5、12日　スポーツ振興課協議 【協議結果】名称は「富合雁回公園」とする。	計画どおり
		7-9月	○平成25年8月7日　スポーツ振興課協議 【協議結果】名称は都市計画決定された「雁回公園」に変更する必要がある。 ○平成25年9月 都市公園条例改正案を9月議会へ上程	計画どおり
		10月5日 まで	○平成25年10月1日～5日 休館扱いとし引継を実施	計画どおり

富合町合併特例区施設管理検討シート

施設名称	富合町屋外運動場		担当班名	まちづくり班
H25年度予算額	2,770千円	H24年度決算額	4,780千円	
管理経費内訳	【需　　用　　費】燃料光熱水費等　　：1,015千円 【委　　託　　料】管理業務等　　：1,387千円 【使用料　及び　賃借料】駐車場賃借　　：　186千円 【補償、補填及び賠償金】夜間照明農作物被害補償：　182千円			
収入内訳	【使 用 料】（予算額 43千円） 【財産収入】電柱設置賃借料：（予算額 1千円）		24年度実績 248千円 3千円	25年度決算見込 43千円 1千円
現在の管理状況	（直営（管理委託））　・　指定管理　（どちらかに○を付ける）			
目的及び内容	・富合中学校隣接地に、富合中学校部活動だけでなく、クラブチームも使用できるテニスコートと、グラウンド・ゴルフやサッカーができる軽運動場を整備し、青少年の健全育成及び、住民の体力向上やレクリエーション活動に資する施設である。 ・平成24年度利用実績　1,078件（テニスコート：585件　軽運動場：493件）			
合併特例区終了後の移管先（所属課名）	スポーツ振興課			
移管にあたっての課題	【当初の課題】 ○夜間照明農作物被害補償金の継続について 市の他施設では、補償を行っていない。 ○富合中学校部活動使用の取扱いについて テニスコートは、主に富合中学校テニス部が使用している。 ○駐車場について 専用駐車場が無いため、私有地を賃借している。			
特記事項	○合併特例区地域住民の使用料減免措置が廃止となる。 ○関係法令の改正 ・富合町屋外運動場規則 ・富合町屋外運動場要綱			

	年度	期間	進捗管理	進度
合併特例区終了までの計画（スケジュール）	平成 23年度	10-12月	平成23年11月25日 スポーツ振興課長及び担当者と移管にあたっての課題について協議。 〇夜間照明農作物被害補償金の継続について 農作物に影響を来たす時季（6月～9月）の照明を使用しない方法で検討する。 〇富合中学校部活動使用の取扱いについて 中学校に隣接した施設であれば、学校施設（所管：健康教育課）として管理運営することも選択肢の一つである。 〇駐車場について スポーツ施設としてスポーツ振興課所管となれば、駐車場の確保を検討する。 スポーツ振興課が現場を確認予定。	計画どおり
		1-3月		
	平成 24年度	4-6月	〇平成24年5月24日　スポーツ振興課と協議 スポーツ振興課に移管協議の基本的な考えを伝える。 「平成25年10月5日まで富合町合併特例区が熊本市（スポーツ振興課所管）から無償貸与されているので、熊本市に返還することになる。」 【協議結果】テニスコートは、中学校が主体的に使用していることから、教育委員会への移管も含め今後継続協議。	計画どおり
		7-9月	〇平成24年9月28日　スポーツ振興課と協議 【協議結果】スポーツ振興課所管の財産であることから、特例区終了後はそのまま返還することで再度協議することを確認。 〇平成24年9月28日　富合中学校へ説明 移管についての事務局としての考え方について説明（平成25年10月6日にはスポーツ振興課へ移管）	計画どおり
		10-12月		
		1-3月		
	平成 25年度	4-6月	〇平成25年5月17日　スポーツ振興課と協議 【協議結果】軽運動場はスポーツ振興課、テニスコートは中学校とすることを確認 〇平成25年6月5、12日　スポーツ振興課、生涯学習推進課協議 【協議結果】ナイターと駐車場の問題は引き続き協議する。スポーツ名称は「富合屋外運動場」とする。	計画どおり
		7-9月	〇平成25年7月2日　ナイター問題で耕作者と協議 【協議結果】平成26年7月1日～9月末日までテニスコート及び中学校グラウンドのナイター照明の点灯はしない（供用しない）こと、軽運動場は通年供用することを確認 〇平成25年9月 【協議結果】駐車場については25年度末までは現在の駐車場の賃貸借契約を継続することとなり、地元了解を得る。 〇平成25年9月 体育施設条例改正案を9月議会へ上程	計画どおり
		10月5日 まで	〇平成25年10月1日～5日 休館扱いとし引継を実施	計画どおり

富合町合併特例区施設管理検討シート

施設名称	富合町老人憩の家		担当班名	福祉班
H25年度予算額	5,322千円	H24年度決算額		11,009千円
管理経費内訳	指定管理委託料　5,322千円 【内訳】 人件費　3,305千円、管理費　792千円、事業費　1,036千円 一般管理費等　189千円			
収入内訳	【使用料】 利用料金制度導入 【財産収入】 公有財産貸付料（電柱）1千円			
現在の管理状況	直営（管理委託）　・　(指定管理)　（どちらかに〇を付ける）			
目的及び内容	老人憩の家は、老人の福祉を増進するため、次に掲げる事業を行うものとする。 （1）老人の生活、身上等に関する相談に応じ適切な指導を行う。 （2）老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業を行い、又はそのために必要な便宜を提供する。 （3）老人クラブの運営について援助及び指導を行う。 （4）老人福祉について調査研究を行う。			
合併特例区終了後の移管先（所属課名）	高齢介護福祉課			
移管にあたっての課題	【当初の課題】 ①年度中途の施設の引継ぎとなるため、早急な管理方法についての検討 ②マイクロバスが廃止になるため、送迎の対応についての検討 ③カラオケのリース契約（5年間の複数年契約）の継続についての検討 ④施設利用者への周知についての検討 【現在の課題】 〇マイクロバス送迎の廃止について			
特記事項	現在は、「老人憩の家」であるが、熊本市へ移管後は「老人福祉センター」となる。			

	年度	期間	進捗管理	進度
合併特例区終了までの計画（スケジュール）	平成 23年度	10-12月	高齢介護福祉課と特例区終了後の管理運営について協議を行った。 第1回（7月11日） （1）条例の改正については、高齢介護福祉課で行う。 （2）特例区終了後の予算については、高齢介護福祉課で要求する。 （3）老人福祉センターへの改修は、必要に応じて高齢介護福祉課が行う。 第2回（11月22日） （1）平成25年10月6日以降も、指定管理者制度を更新し管理運営を行うこととし、高齢介護福祉課が進める。 （2）マイクロバスによる送迎は、特例区終了後は実施しない。 　但し、指定管理者が自主的に行う場合は継続	完了
		1-3月		
	平成 24年度	4-6月	・高齢介護福祉課と特例区終了後の管理運営について前年度の第1回及び第2回協議の方針を再確認。	完了
		7-9月		
		10-12月		
		1-3月	・平成25年第1回定例会で議会説明及び議会決議（条例）・議会議決（債務負担設定）	完了
	平成 25年度	4-6月	・指定管理者を公募…4月 ・候補者選定…5月 ・議会説明及び議会議決（指定管理者の指定）…6月	完了
		7-9月	・施設利用者への周知を行う	計画どおり
		10月5日 まで	・特例区の指定した指定管理者から高齢介護福祉課の指定した指定管理者への引継ぎを行う ・富合町老人憩の家の備品を高齢介護福祉課へ所管換えする ・開館日や利用料等の変更点について更なる周知徹底を図る	計画どおり

富合町合併特例区施設管理検討シート

施設名称	緑川総合運動公園	担当班名	まちづくり班
H25年度予算額	0千円	H24年度決算額	0千円
管理経費内訳	予算措置なし		
収入内訳	【使用料】　0千円 【財産収入】　0千円		
現在の管理状況	(直営（管理委託）)　・　指定管理　（どちらかに〇を付ける）		
目的及び内容	・緑川左岸河川敷（国土交通省所管）を占用し、総合運動公園として管理している。 ・占用面積　25,000㎡ ・富合ふるさと祭りの会場として、利用している。		
合併特例区終了後の移管先（所属課名）	西部土木センター河川公園整備課 → 富合まちづくり交流室		
移管にあたっての課題	【当初の課題】 〇その他の公園としての廃止について検討 富合ふるさと祭り等、利用が限られている。 〇公園廃止後の雑草管理		
特記事項	〇国土交通省からの占用許可期間：平成20年9月1日から平成30年3月31日まで。 〇隣接地に、採草地として、3箇所を別に占用している。		

	年度	期間	進捗管理	進度
合併特例区終了までの計画（スケジュール）	平成 23年度	10-12月	平成23年11月25日 公園課長及び担当者と移管にあたっての課題について協議。 ○<u>その他の公園としての廃止について検討</u> 公園としての整備が難しい状況と利用頻度から許可期限前に国に返還し、富合ふるさと祭り等を継続実施するのであれば、必要時だけ(1日限定も可)占用許可の申請を行うことも選択肢の一つである。	計画どおり
		1-3月		
	平成 24年度	4-6月	公園としての占用について、現在は、ふるさと祭りのみの使用である。期間限定の使用届により使用するか、継続占用(平成30年3月31日まで)にするか協議。	
		7-9月		
		10-12月		
		1-3月		
	平成 25年度	4-6月	平成25年6月31日　総務班、まちづくり班、新幹線推進班で協議 年に一度のふるさと祭りのみの使用であることから、国への返還の方向で確認。	
		7-9月	平成25年9月5日　合併特例区長及び校区自治協議会長と協議 ・返還すると防犯上の悪化及び不法投棄の温床になりはしないか。 ・整備して校区でサーカーやグラウンドゴルフをできるようにできないかとの要望 平成25年9月9日　南区長、緑川下流出張所長で協議 国の方で占用地をグラウンドとしての整備をお願いできないか相談し、前向きに検討する旨を確認。 平成25年9月11日　まちづくり班、新幹線推進班で協議 占用事務を富合まちづくり交流室で引継ぎ、富合校区自治協議会へ管理協定を結び貸し付ける方針を確認 平成25年9月末日　河川公園課、西部土木センター、まちづくり班と協議 占用事務を富合まちづくり交流室で引き継ぎ、公園台帳にあるその他の公園から抹消することを協議予定	
		10月5日まで		

協議 第 ４ 号

合併特例区終了式（案）について

富合町合併特例区終了式次第（案）

日　時　　平成２５年１０月５日（土）
午前９時３０分～
場　所　　南区役所庁舎正面玄関前

１　開　会

２　合併特例区長あいさつ

３　合併特例区協議会会長あいさつ

４　熊本市長あいさつ

５　熊本市議会議長あいさつ

６　合併特例区事務所看板の取り外し

７　合併記念碑の除幕

８　閉　会

富合町合併特例区終了式の出席者（案）

主催　富合町合併特例区

- 合併特例区長
- 合併特例区協議会構成員

出席者

- 幸山熊本市長
- 齊藤熊本市議会議長
- 城南町合併特例区長
- 植木町合併特例区長
- 企画教育市民委員会委員長
- 企画教育市民委員会副委員長
- 南区在住市議会議員（くつき市議含む）
- 富合地区嘱託員
- 永目南区長

進行　富合町合併特例区事務局

報告 第 1 号

合併特例区終了に伴う打ち切り決算について

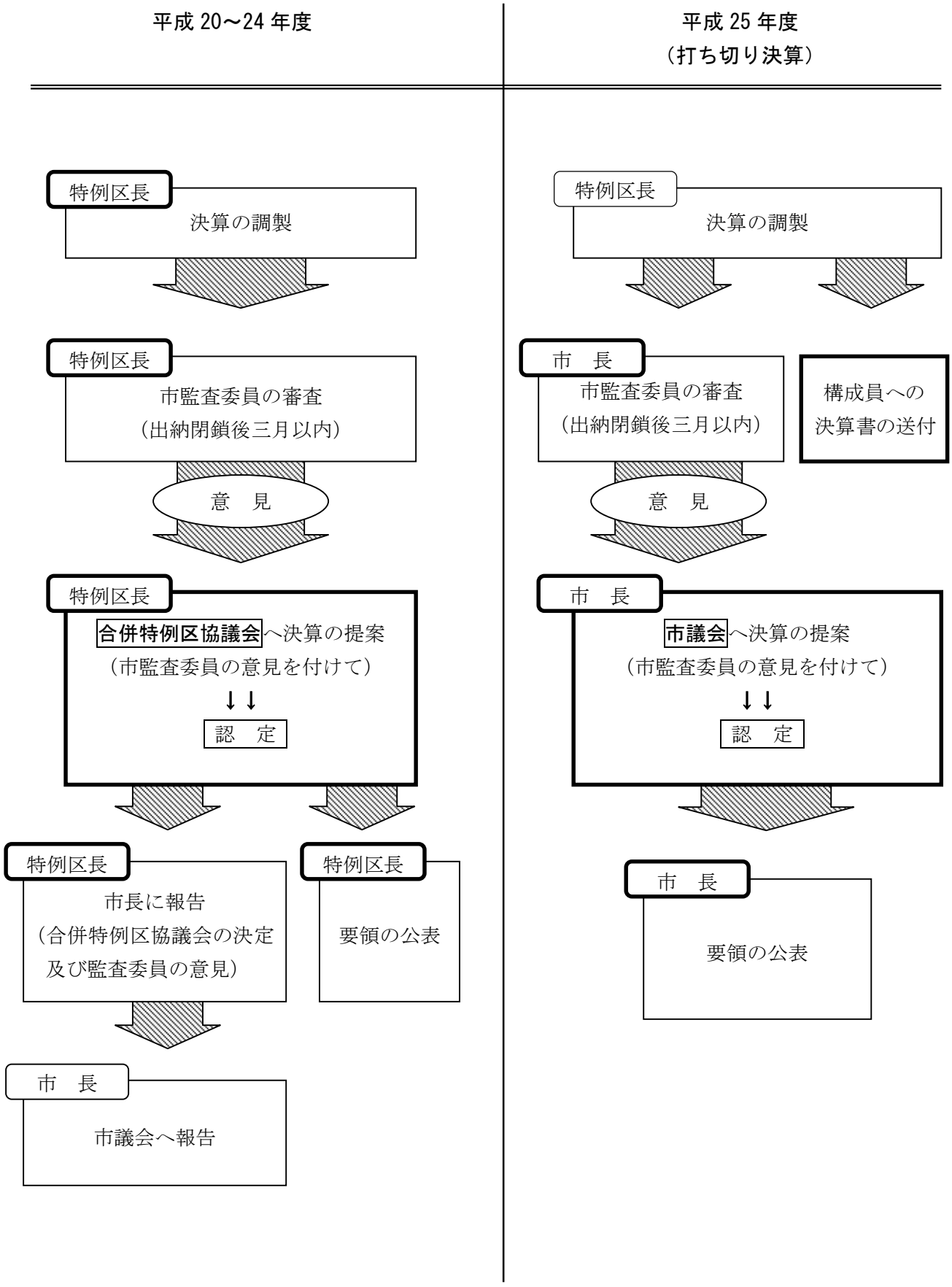

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）

（平成十六年五月二十六日法律第五十九号）

（合併特例区の決算）

第四十五条　**合併特例区の長は、**毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、**合併市町村の監査委員の審査に付さなければならない。**

２　合併特例区の長は、前項の規定により**合併市町村の監査委員の審査に付した決算を合併市町村の監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならない。**

３　前項の規定による意見の決定は、合併市町村の監査委員の合議によるものとする。

４　合併特例区の長は、第二項の規定により決算を合併特例区協議会の認定に付するに当たっては、事業報告書その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

５　合併特例区の長は、決算をその認定に関する**合併特例区協議会の決定及び**第二項の規定による**監査委員の意見と併せて、合併市町村の長に報告し、かつ、その要領を公表しなければならない。**

６　合併市町村の長は、決算の提出を受けたときは、速やかに当該合併市町村の議会に報告しなければならない。

報告 第 ２ 号

合併に伴う水道料金の経過措置終了について

報告 第 3 号

熊本市の都市計画について

行　事　予　定　表　（ 平成25年9月24日～10月5日 ）

富合町合併特例区・南区役所

日	曜	時間	特例区長	行　事　（業務）	場　所
24	火	10:00～	○	合併特例区協議会９月定例会	南区役所・３階大会議室
25	水				
26	木	8:30～20:00		資源ごみ拠点回収日 嘱託員便発送日	南区役所横
27	金				
28	土	午前・午後		熊本市公共下水道事業計画説明会	アスパル富合・研修室
29	日				
30	月				
10　月					
1	火				
2	水				
3	木				
4	金				
5	土	9:30～10：30	○	合併特例区終了式（予定）	南区役所玄関前

備考	